

消費税率引き上げに伴う地方消費税増収分の活用

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴う地方消費税増収分については、全額を社会保障4経費（年金、医療、介護の社会保障給付と少子化対策）、その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てられています。

急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国と地方の双方が担っている社会保障の財源を安定して確保するため、消費税法と地方税法が改正されたものです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 298,392 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,490,447 千円

【社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化）その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	地方債	その他	うち引上げ分の地方消費税交付金		
社会福祉	社会福祉事業	78,678	36,439	0	0	42,239	11,806
	老人福祉事業	147,211	0	0	26,616	120,595	33,710
	児童福祉事業	17,431	3,712	0	0	13,719	3,835
	小・中学校就学援助奨励事業	5,990	405	0	0	5,585	1,561
	小計	249,310	40,556	0	26,616	182,138	50,912
社会保険	国民健康保険事業（繰出金）	340,138	238,884			101,254	28,303
	介護保険事業（繰出金）	561,282				561,282	156,896
	後期高齢者医療事業（繰出金）	135,980	104,031			31,949	8,931
	小計	1,037,400	342,915	0	0	694,485	194,130
保健衛生	母子保健事業	13,648	63	0	0	13,585	3,798
	結核予防事業	15,846				15,846	4,429
	各種予防接種事業	54,194				54,194	15,149
	がん検診事業	31,645	6			31,639	8,844
	救急医療事業	82,066	11,705			70,361	19,668
	初島診療所事業	6,338			1,107	5,231	1,462
	小計	203,737	11,774	0	1,107	190,856	53,350
合計	1,490,447	395,245	0	27,723	1,067,479	298,392	

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源化分）を按分し充当している。

※経費から事務費や職員人件費は除くので、決算額と一致しない。